

オーストラリア・ビクトリア州留学奨学金(官野陽介記念奨学金)募集要項

YOSUKE KANNO MEMORIAL SCHOLARSHIP Victoria, Australia

この度オーストラリア／ビクトリア州政府では、官野陽介さんの人生をたたえて、奨学金を創設しました。官野陽介さん(当時26才)は、国際医療福祉大学(小田原C)・作業療法学科を卒業後、メルボルンで語学留学中の2017年1月に、不幸にも車の暴走事故に巻き込まれ命を落しました。ビクトリア州では同州で留学を予定する国際医療福祉大学の学生、卒業生を支援するため、毎年1名、学業成績の優秀な学生に奨学金を授与します。この奨学金は、思い出に残る学習・人生経験の機会を学生に与えること、そしてオーストラリア／ビクトリア州と日本のより深いつながりを育むことを目的として、2022年までの5年間毎年1名へ授与予定です。本奨学金の支給を希望される方は、以下要項に沿って応募してください。

1. 応募資格

- ①国際医療福祉大学在学学生または卒業生であること。
- ②ビクトリア州の教育機関にて、最短4週間以上、最長52週間以内で留学すること。
[平成30年4月1日～平成31年3月31日までの留学が対象]
- ③留学中および前後で、ビクトリア州と日本の親善大使として協力できること。

2. 給付件数／給付内容／給付期間

1件／奨学金上限1万豪ドルまで／1年間、平成31年3月31日までに使用
フライト費、宿泊費、授業料、生活費等に充てることができる。

3. 選考日程／選考方法

平成30年1月～	応募受付開始
平成30年2月15日	申し込み締め切り
平成30年2月末頃	選考結果通知

*ビクトリア州により、提出書類をもとに、学業成績／オーストラリア留学への関心／日本とオーストラリアの親善のために架け橋となる熱意等から選考します。場合により、ビクトリア州東京事務所による面接審査があります。

4. 提出書類

ビクトリア州指定応募フォーム(英語か日本語で作成)
大学成績表コピー
本学のHP 各キャンパスの最新情報からダウンロード

5. 提出先・提出期限

東京事務所国際部へ平成30年2月15日まで



6. 奨学金の受領について

奨学金は、ビクトリア州より国際医療福祉大学を通じて支給されます。支給に際しては、奨学金の使用計画と航空券予約、受講申し込み等のコピーが必要です。(発生した費用ならびに受講コースについて証明書類の提示を求められる場合があります。)

7. その他

- ①奨学生は、ビクトリア州の教育機関に留学することが必須ですが、機関やコースは、奨学金申請者自身で調査してください。希望コースへの入学手続きも奨学生自身が行うものとしますが必要に応じて、ビクトリア州政府東京事務所のアドバイスを受けることは可能です。
- ②フライト、宿泊先、査証(必要な場合)は、奨学生自身が手配します。
- ③奨学金は、ビクトリア州留学で発生する諸費用(航空券代、宿泊代、学費、生活費)を賄うために利用してもらいますが、1万豪ドルを超える費用については学生の自己負担となります。
- ④ビクトリア州政府は、適切な申請者がいないと判断した場合は、奨学金を授与しないことがあります。
- ⑤奨学生は、ビクトリア州と日本の親善大使として、同州東京事務所が随時企画するイベントに参加する等の要請を受けることがあります。



8. 本奨学金に関する問い合わせ先

国際医療福祉大学・東京事務所
国際部(03-6857-7780)

ビクトリア州政府
東京事務所(03-3519-3371)



オーストラリア・ビクトリア州留学奨学金(官野陽介記念奨学金)の申請書

日本語 http://www.iuhw.ac.jp/doc/Yosuke_Kanno_Memorial_Scholarship/Japanese_version_Application_form.docx
英語 http://www.iuhw.ac.jp/doc/Yosuke_Kanno_Memorial_Scholarship/Application_form.docx

オーストラリア・ビクトリア州メルボルンへの留学に関する情報は下記をご参照ください。
<http://www.studymelbourne.vic.gov.au/>